

令和5年度立入検査(保安検査)結果

1. 保安検査鉱山数 10 鉱山

北部地区：2 鉱山（山城、奥間）、南部地区：3 鉱山（平成、奥武、三和）、
宮古地区：3 鉱山（長山、宮国、白川）、八重山地区：2 鉱山（丸高、八重島）

2. 保安検査指摘項目数・概要 31項目

内訳

| | |
|------------------------|-------|
| 保安委員会に関すること | 0 項目 |
| 保安教育に関すること | 2 項目 |
| 災害時の対応に関すること | 0 項目 |
| 鉱業権者が講ずべき措置の実施状況に関すること | 10 項目 |
| その他の保安を確保する措置に関すること | 0 項目 |
| 特定施設に関すること | 1 項目 |
| 保安統括者等の選解任に関すること | 0 項目 |
| 保安規程の届出に関すること | 2 項目 |
| 現況調査に関すること | 4 項目 |
| 作業手順書に関すること | 0 項目 |
| 鉱業権者が講ずべき措置の確認に関すること | 0 項目 |
| 鉱業権者が講ずべき措置の評価に関すること | 2 項目 |
| 鉱業権者が講ずべき措置の見直しに関すること | 0 項目 |

上記の内訳をみると、最も多いのが、「鉱業権者が講ずべき措置の実施状況に関すること」で、10項目となっている。内容は巡視点検の未実施等であった。

次に多いのが、「現況調査に関すること」で、4項目となっている。

両者は鉱山の保安を確保するうえで、重要な事項なので、必ず実施するよう指導した。なお、現況調査の実施方法等については理解が不十分であったので、詳細に指導した。（参考：事業開始時、保安規程制定・変更時、施業案変更時、事業休止時、休止鉱山の事業開始時、鉱業権放棄時等）

3. 鉱害等検査：1 鉱山（山川）

4. 法第39条調査：1 鉱山（粟国）